

PCB 廃棄物の長期的な処理の見通しについての今後の方針

高濃度 PCB 廃棄物の処分期間が切迫する中、長期的な処理の見通しを迅速に更新することは進捗把握の観点で重要。経済産業省、都道府県市及び JESCO と連携し、以下のとおり取り組む。

1 取りまとめの迅速化

毎年度の PCB 特別措置法に基づく届出のとりまとめについて、昨年度は年度末に速報をまとめることで約半年前倒ししてとりまとめを行ったところ。今年度は、都道府県市における届出のとりまとめをお願いするとともに、迅速な公表のため年内の速報のとりまとめを目指し、速報による JESCO での突合作業を検討する。

2 連携の促進による確認作業の推進

都道府県市及び JESCO 等の関係者と連携し、登録時点（新しい時点）の情報等の情報を共有化することなどにより、届出者に対する記載の確認を徹底させ誤記載をなくすよう努める。これについては、法改正により、JESCO 登録番号を記載することとなったことから、記載があるものについては情報連携を円滑に行う。

また、届出時点においても、地方環境事務所、都道府県市及び JESCO で連携し、高濃度 PCB 廃棄物の有無等について、PCB 廃棄物の内容の確定を行うことにより、登録時との情報の変化を最小にする。

3 電気事業法と PCB 特別措置法との整合

電気事業法関係省令改正により、管理状況届出を提出することになり、同様の時点の情報が届出されることとなったことから、データがとりまとめられ次第、環境省から経済産業省に対して情報提供の要請を行い年内には JESCO と迅速に情報共有を行うことを目指す。又、現場で情報連携を強化することで不整合を軽減する。